

府中市
後期次世代育成支援行動計画の
策定に向けて

(案)

平成 20 年

府中市次世代育成支援行動計画推進協議会

<目次>

作成にあたって

1	位置づけ	1
2	国、東京都の動き	2
3	府中市の子どもを取り巻く現状	4

府中市後期次世代育成支援行動計画の策定に向けて

1	重視すべき点	6
2	必要な取組み	8
(1)	子育て不安の解消	8
< 1-1 >	相談窓口と情報提供の充実	
< 1-2 >	児童虐待の防止	
< 1-3 >	ドメスティック・バイオレンスの防止	
(2)	地域における子育て支援	9
< 2-1 >	身近な相談先や子育て情報の共有を可能にする「場」づくり	
< 2-2 >	親子が集える場の充実	
< 2-3 >	ファミリーサポートセンター事業の充実	
(3)	保育サービスの充実	10
< 3-1 >	様々な保育ニーズへの対応	
(4)	母子の健康支援	10
< 4-1 >	健康診査の徹底と情報提供の充実	
(5)	ひとり親家庭への支援	11
< 5-1 >	ひとり親家庭への育児を支援するサービスの充実	
< 5-2 >	ひとり親家庭への日常生活を支援するサービスの充実	
(6)	障害のある子どもと家庭への支援	12
< 6-1 >	一人ひとりの障害に応じた教育・指導による支援の充実	
< 6-2 >	障害のある子どもの早期発見と受け入れ体制の充実	

< 6 - 3 > 障害のある子どもをもつ家庭への支援の充実	
(7) 小中学校における教育の充実	12
< 7 - 1 > いじめ、不登校、問題行動等への対応の充実	
< 7 - 2 > 義務教育を取り巻く状況の注視	
< 7 - 3 > 食育の推進	
< 7 - 4 > 職業観、就労意識の育成	
(8) 子どもの健全育成と活動への支援	13
< 8 - 1 > 情報化社会における子どもの健全育成	
< 8 - 2 > 子どもたちの活動支援	
(9) 家庭や職場における子育て環境の向上	
— 14	
< 9 - 1 > 男女の協力による子育ての推進	
(10) 生活環境の整備	15
< 10 - 1 > バリアフリーのまちづくりの推進	
(11) 安全なまちづくりの推進	15
< 11 - 1 > 安心して子育てができるまちづくりの推進	
3 協議会における進捗状況評価・見直し提案等の意見	16

作成にあたって

1 位置づけ

府中市では、平成 17 年 3 月に策定した「府中市次世代育成支援行動計画」に基づき子どもと家庭への支援を推進しています。

この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条により、平成 17 年度を初年度として 5 年を前期とし、その後の 5 年を後期とする 10 年間の計画とされています。平成 22 年度からの後期の計画策定は、平成 17 年度からの行動計画の進捗状況の評価・取組みの見直し提案等も踏まえ、新たに策定する予定となっています。

計画の進捗状況の評価・取組みの見直し提案等にあたっては、子育ての関係機関・団体、教育機関、事業主、公募市民等で構成された、府中市次世代育成支援行動計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、協議を進めています。

本書は、協議会において、府中市次世代育成支援行動計画の進捗状況の評価・取組みの見直し提案等の協議の中での意見や国等が実施した統計結果を基に、今後、策定する府中市後期次世代育成支援行動計画を検討するうえでの視点をまとめたものです。

今後策定する府中市後期次世代育成支援行動計画に、本書をどのように盛り込んでいくかについては、平成 20 年度に実施するアンケート調査の結果及び今後の協議会での協議等の結果も含め検討していきます。

2 国、東京都の動き

(1) 国の動き

<エンゼルプランと新エンゼルプラン>

我が国では、平成2年の「1.57 ショック」を契機に、政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもが生まれ育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

平成6年12月には、文部・厚生・労働・建設の四大臣合意により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が策定されました。あわせて、エンゼルプランを実施するため、「緊急保育対策等5ヵ年計画」が策定されました。

その後、平成11年12月には、少子化対策推進関係閣僚会議において、「少子化対策推進基本方針」が決定され、この方針に基づき「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定されました。

<次世代育成支援対策推進法>

このような取り組みにもかかわらず、依然として少子化は進行したため、平成14年9月に厚生労働省は、「少子化対策プラスワン」をとりまとめました。これは、これまでの保育施策など仕事と家庭の両立支援に加え、男性を含めた働き方の見直しや地域における子育て支援にも重点が置かれました。平成15年7月には、「少子化対策プラスワン」に基づき、地方自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組みを推進するため「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

<少子化社会対策基本法と少子化社会対策大綱>

また、平成15年7月には、議員立法により「少子化社会対策基本法」が制定され同年9月から施行されました。それを受けて、平成16年6月には「少子化社会対策大綱」が少子化社会対策会議を経て、閣議決定されました。大綱では、少子化の急速な進行は社会・経済の持続可能性を揺るがす危機的なものと真摯に受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生まれ、育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととしています。

<子ども・子育て応援プラン>

少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、平成16年12月、少子化社会対策会議において、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画」（子ども・子育て応援プラン）が決定され、平成17年度から実施されています。

<新しい少子化対策>

また、平成18年6月には、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」（以下「新しい少子化対策」）が決定されました。新しい少子化対策は、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、〔1〕社会全体の意識改革と、〔2〕子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げています。

<「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議>

そして、「日本の将来人口推計」（平成18年12月中位推計）において示された少子・

高齢化についての一層厳しい見通しや特別部会の議論の整理等を踏まえ、平成 19 年 2 月 6 日、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定方針が決定されました。この方針では、平成 42 年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対応するため、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築・実行を図ることとし、重点戦略の策定に資するため、少子化社会対策会議の下に、内閣官房長官を議長として関係閣僚と有識者で構成する「「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議」（以下「戦略会議」という。）を設置することとされました。さらに、分野ごとに掘り下げた議論を行うため、戦略会議の下に、各分野における有識者で構成する「基本戦略分科会」、「働き方の改革分科会」、「地域・家族の再生分科会」及び「点検・評価分科会」という 4 つの分科会も設置されました。

平成 19 年 2 月以降、4 つの分科会が 3 回～ 5 回開催されて議論の整理を行った後、同年 12 月の第 3 回戦略会議において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（案）が提出されており、その中では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、包括的な次世代育成支援の枠組みの構築がうたわれています。

（２）東京都の動き

東京都では、平成 9 年 4 月に、子どもと家庭に関する総合計画として「子どもが輝くまち東京プラン」を策定しました。このプランは、少子化社会に対応する総合的な取り組みを進めるため、子どもと家庭にかかわる施策を体系化した、福祉、保健・医療、教育、労働、住宅等の分野にわたる総合的な計画です。

また、平成 11 年 8 月には「福祉施策の新たな展開」、続いて同年 12 月には具体的な施策展開の指針として「福祉改革ビジョン」が発表され、福祉の大きな転換期であることが強調されました。また、平成 12 年 12 月には、利用者本位の新しい福祉を実現するため「東京都福祉改革推進プラン」を策定し、平成 14 年 2 月には、「TOKYO 福祉改革STEP 2」が策定されました。

福祉改革では、子どもと家庭の分野でも、平成 13 年度に大都市特有の保育ニーズに対応するため、都独自の認証保育所制度を創設したほか、平成 15 年度には、区市町村において、児童相談所とともに、虐待防止などの機能の一部を担う「先駆型子ども家庭支援センター事業」を創設するなど、都独自の様々な施策を展開しています。

そして、平成 17 年 4 月に次世代育成支援対策推進法に基づく都の対策と区市町村への支援策を盛り込んだ都における地域行動計画として、「次世代育成支援東京都行動計画」を策定しています。この計画は、出産前から子育て期、そして社会への自立期まで子どもと子育て家庭を切れ目なく支援するもので、青年期までも含むものとしては都として初めての総合的な計画です。また、この計画は児童福祉法に基づく「保育計画」、母子及び寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立支援計画」を包含しています。

3 府中市の子どもを取り巻く現状

府中市における子どもを取り巻く現状は以下の通りです。

別冊の「資料 府中市次世代育成支援行動計画関連データ」をもとに記述しています。

(1) 少子化の状況

府中市の平成 18 年の出生数は 2,352 人、ここ 5 年間は 2,100 ~ 2,300 人で横ばいとなっています。

府中市の平成 18 年の合計特殊出生率は 1.29 であり、前年の 1.15 を上回っています。全国の 1.32 にくらべると低くなっていますが、東京都平均 1.02 より高くなっており、また、近隣市と比べても、おおむね高くなっています。

府中市の人口は増加傾向にあります。全人口に占める 14 歳以下人口の割合は、平成 19 年 1 月 1 日現在で 13.9% であり、平成 12 年からは横ばいであるものの、昭和 60 年が 20.4% であるのに比べると、6.5 ポイント低くなっています。また、『府中市総合計画「わたしたちの世紀 府中プラン」(平成 14 ~ 25 年)』によると、平成 26 年には、14 歳以下人口の割合が 12.0% になることが見込まれており、より一層の少子化が予想されています。

(2) 家族規模の縮小と核家族化の進行

府中市の世帯数は増加傾向にあり、平成 20 年 1 月 1 日現在では 113,570 世帯となっています。しかし、その一方で平均世帯人員は減少しており、平成 19 年 1 月 1 日現在では 2.19 人となっています。

18 歳未満の親族がいる世帯の世帯類型は、「両親と子どもと祖父母」世帯のような 3 世代世帯の割合が低下し、「両親と子ども」、「ひとり親と子ども」の世帯といった核家族世帯の割合が増えています。

(3) 児童虐待に関する相談の増加

府中市の児童虐待に関する新規相談対応件数は、平成 15 年度は 74 件、平成 16 年度は 130 件、平成 17 年度は 228 件、平成 18 年度は 242 件となっています。子ども支援センター「たち」が平成 17 年 3 月に開設し、相談窓口が充実した影響もありますが、増加傾向にあります。また、養育困難相談対応件数も増加しています。

(4) ひとり親家庭の増加

府中市のひとり親と子どもの世帯数は増加傾向にあり、平成 12 年の 1,752 世帯から平成 17 年の 2,103 世帯に増加しています。父親と子どもの世帯は、206 世帯から 226 世帯と 20 世帯増加し、母親と子どもの世帯は 1,546 世帯から 1,877 世帯と 331 世帯増加しています。

(5) 在宅の子育ての増加

平成 19 年 4 月 1 日現在の府中市の 0～3 歳児、9,042 人のうち、保育所、保育園、保育室に通っているのは 2,302 人であり、25.5%となっています。残りの 6,740 人、74.5%は在宅で子育てをしていると考えられます。

また、府中市の女性就業者数は増加傾向にあり、女性就業率の曲線は昭和 60 年から徐々に緩やかになっています。しかし、子育て期にある 30 歳代の女性の就業率は依然として 5 割台前半となっており、多くの女性が家庭で子どもの面倒をみていることが予想されます。

府中市後期次世代育成支援行動計画の策定に向けて

1 重視すべき点

府中市における後期次世代育成支援行動計画の策定にあたっては、国等の動向や情勢、市の状況等を踏まえ、次のような点を重視する必要があると考えます。

(1) 子どもの人権尊重

国では、平成6年に、子どもの権利を尊重し実現することを目的とした「子どもの権利条約」に批准しています。

しかしながら、児童虐待や子どもをねらった犯罪、いじめなど子どもの権利侵害が年々深刻化しています。

次世代育成支援行動計画においては、子どもが心豊かに健やかに成長できるよう、子どもの人権を尊重し、子どもの利益を最大限に尊重していく視点で施策を展開していくことが引き続き重要です。

(2) 地域のつながりの構築

近年、地域のつながりが希薄化しており、これまで地域が果たしてきた教育、子育て支援、防犯・治安、防災といった機能が低下していると言われています。

しかし、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもを産み育てていくためには、地域のつながりによる支えや見守りが何よりも必要です。小中高生にとっても社会性や公共性を学ぶ場として地域は重要な役割を担っています。

町内会や自治会などの地縁組織を中心とした交流や、新しくマンションに転居してきた人たちと地元住民によるコミュニティなど、地域のつながりの構築に向けての取組みが必要です。

また、子育てにおいては、従来の地縁のみならず、子育てサークルや子育てひろば等を通じたつながりなど、地域を越えたネットワークが生まれています。居住エリアを越えてつながる人やサークルが新たなコミュニティとして成熟していくように支援していくことも必要です。

(3) 次代を担う人を育てる

近年、ニートやフリーターの増加が問題となっています。その背景には企業の雇用調整など若年層を取り巻く就業環境の厳しさがありますが、同時に、若年層の就業意識や職業意識の低下も一因となっています。また、いじめの多発や問題行動、犯罪の低年齢化などにおいては、子どもたちの人権意識や倫理観の低下がみられます。

子どもは「次代を担う人」であるという認識のもとに、子どもや青少年が豊かな人間性を形成し、自立した人間として仕事や家庭をもつことができるよう施策を展開していくことが

必要です。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議では、「ワーク・ライフ・バランスの実現を目指した働き方の改革」が最優先課題とされています。

長時間労働や仕事優先の就業環境においては、女性の継続就労と出産・子育ての二者択一の選択、働く女性の「仕事も家庭も」という負担増、父親の家庭及び地域社会への参画の阻害、在宅の母親の子育てに対する不安や負担感の増大、子育ての孤立化等、さまざまな問題が存在しています。

ワーク・ライフ・バランスの実現とは、国民一人ひとりが労働者として仕事上の責任を果たしつつ、生活者として家族生活など個人や家族のライフステージに応じた多様な希望を実現することであり、男女で子育てを行うことです。

子どもたちの健全な育成を支え、すべての子育て家庭を支えていくには、家庭、地域、行政、企業の連携が不可欠であり、体系的な支援策を構築するうえでワーク・ライフ・バランスの推進が求められます。

(5) 子どもの視点にたった施策の展開

子どもの立場に立って安全で楽しく使えるなど工夫した「キッズデザイン(KD)」重視の物作りや様々な事業・サービスの仕組みづくりが広がりつつあります。

バリアフリーのまちづくりやユニバーサルデザインを重視した環境づくり、子どもや保護者が安心して生活できるようなモノやサービスの提供など、子どもの視点や立場を尊重した施策の展開が求められます。

2 必要な取組み

府中市後期次世代育成支援行動計画の策定にあたり、これまでの協議会での評価・見直し提案の意見を踏まえ、次のような取組みが求められます。

(1) 子育て不安の解消

< 1-1 > 相談窓口と情報提供の充実

(財)こども未来財団「平成 18 年度子育てに関する意識調査」によると、子育て層の男女ともに過半数が、子育てについての自信喪失を経験し、不安や悩みを持っています。

また、子育ての不安や悩みの内容としては、「経済的負担」がいずれの層においても多く挙げられていますが、子育て層ではそれを上回って「子どもの病気や発育のこと」についての不安・悩みが最も多くなっています。そのため、子どもの発育や健康についての相談窓口の充実と情報提供が求められます。

また、子どものいない未婚層・既婚層、中高生層では、将来の子育てにおける不安や悩みについては「職場の理解」や「支援サービスの不足」が多くなっています。これから子どもを産み育てる層の不安感の払拭という意味においても、子どものいない層も含めた様々な世代への子育て支援サービスの情報提供の充実や、事業者や働く人の意識を変えるための情報提供や意識啓発が求められます。

< 1-2 > 児童虐待の防止

平成 18 年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談件数は 37,343 件で、統計を取り始めた平成 2 年度の約 34 倍、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べ約 3.2 倍と、年々増加しています。

府中市でも、児童虐待に関する新規相談対応件数は増加傾向にあります。また、養育困難相談対応件数も増加しています。

市では、育児不安を抱える家庭(妊娠期を含む)や育児困難な家庭に、家事支援ヘルパーや保健師・助産師などの有資格者が家庭訪問する「育児支援家庭訪問事業」を平成 18 年度から実施し、児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した子どもの育成を見守る体制をつくっています。

より一層の児童虐待の発生の予防のために、発生予防の視点に立った児童虐待の正しい知識(通告義務など)の普及・啓発が求められます。また、虐待行為をした親への支援の充実も求められます。

< 1-3 > ドメスティック・バイオレンスの防止

「全国母子世帯等調査(平成 18 年度)」によると、ひとり親世帯になった理由は、母子世

帯、父子世帯ともに「離婚」が最も多く、7割を超えています。府中市の離婚届出件数をみると、ここ3年は400件台で、離婚率は1.8%となっています。

また、最高裁判所「司法統計年報」によると、全国の離婚の申し立ての動機は、全国では妻、夫ともに「性格があわない（妻：44.3%、夫：62.6%）」が最も多くなっていますが、妻は「暴力をふるう（28.7%）」が2割台後半で続いています。

また、府中市における相談内容では、ドメスティック・バイオレンスは被虐待児童の家庭背景として多くみられ、ドメスティック・バイオレンスの被害により、母子が一時保護など避難するケースも毎年発生しています。

このため、ドメスティック・バイオレンスの予防のための啓発活動の充実や、ドメスティック・バイオレンスの相談体制の整備が求められます。

（2）地域における子育て支援

< 2-1 > 身近な相談先や子育て情報の共有を可能にする「場」づくり

内閣府「社会意識に関する世論調査」によると、近所づきあいの程度は、「親しくつき合っている」が昭和50年には52.8%と半数を超えていましたが、平成9年には42.3%に下落しており近隣関係の希薄化が伺えます。

しかし、核家族化が進む中で、子育て中の親子が、地域の中で助け合いや学び合いなど自主的に活動することによって、地域とのかかわりをもち安心して過ごしていくことが期待されています。内閣府「少子化対策に関する特別世論調査」（平成12年）によると、子育て支援のために望まれる地域の活動は、「子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動（52.3%）」が最も多く、「子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの活動（41.3%）」、「子育てに関連した情報を簡単に入手しあえるような活動（31.8%）」が続いており、悩みの相談や子育て情報の共有を可能にする「場」づくりといった活動に対する希望が強くなっています。

すでに府中市では身近な子育て相談窓口として、子ども家庭支援センターがありますが、より身近な相談窓口の充実が望まれます。また、子育てボランティア、子育てグループの育成や、親のネットワークづくりへの支援が求められます。

< 2-2 > 親子が集える場の充実

親子の孤立化を防ぐために、交流機会を確保することが必要です。府中市では、「子育てひろばポップコーン」、「子育てひろばポップコーン・パパ」、「子ども家庭支援センターたちの交流ひろば」、幼稚園園庭開放など、地域の親子がふれあう場を提供するとともに、親同士の情報交換や仲間づくりを支援しています。

また、「保育園のひろば」も実施し、市立保育所の園庭及び遊戯室を開放し、地域の親子がふれあう場を提供するとともに、保育士などによる子育て相談も行っています。

しかし、「子育てひろばポップコーン」、「子育てひろばポップコーン・パパ」の実施か所

数は増えているものの、利用人数は減少傾向にあります。また、「保育園のひろば」の相談件数も減少傾向にあることから、これらを分析した上で更なる充実が求められます。

< 2 - 3 > ファミリーサポートセンター事業の充実

府中市では、前述した様々なひろば事業で親子の交流や情報交換、仲間づくりを支援しています。また、仕事と子育ての両立に向けた環境整備の一環として、「ファミリーサポートセンター」事業を実施し、市民による会員制の相互育児支援活動の調整業務を行うとともに、子ども家庭支援センター「たち」内に会員の活動場所を設けています。「ファミリーサポートセンター」は、会員数、活動件数ともに年々増加していますが、依頼会員が提供会員を上回る状況は年々続いており、平成 18 年度は依頼会員が提供会員の約 3.6 倍となっています。そのため、提供会員獲得に向けて、さらなる広報の工夫などが求められています。

(3) 保育サービスの充実

< 3 - 1 > 様々な保育ニーズへの対応

府中市では、待機児童の解消を目指して、府中市次世代育成支援行動計画で掲げた保育所定員の推移（保育計画）に沿って、市立保育所の定員拡大や私立保育所園の新設・分園、認証保育所の新設など様々な施策を進め、認可保育所の入所児童数は定員数の拡大により、年々増加しています。

国の『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議』の中間報告においては、「多様な働き方を支える保育をはじめとする子育て支援サービス」の整備の必要性をあげています。その内容は以下の5つです。

- 内容・量ともに多様で弾力的な3歳未満児の保育サービスの拡充
- 3歳以上児の親の就労形態の変化への柔軟な対応
- 保育の質の確保と幼児教育機能の重視
- 学齢児の放課後対策
- 親も責任を持ち主体的に参画するサービス運営

府中市では、一時保育、ショートステイ、トワイライトステイ、リフレッシュ保育など、多様な保育のサービスを提供していますが、病児病後児保育の充実が求められています。

(4) 母子の健康支援

< 4 - 1 > 健康診査の徹底と情報提供の充実

1歳6か月健康診査の受診率は、平成 17 年度まで上昇傾向でしたが、平成 18 年度に平成

17年を下回り92.2%となっています。3歳児健康診査の受診率は、ここ数年は92%台で横ばいとなっています。

健康診査は、健康管理の機会として重要であるとともに、発達につまずきなどの早期発見と対応へのきっかけ、出産年齢の高齢化、低出生体重児への対応などの点からも重要です。健康診査を受診していない家庭は何らかの問題を抱えている可能性もあります。

そのため、乳児のいる世帯状況を把握するとともに、健康診査に関する一層の情報提供・啓発が必要です。また、健康診査の場を通じた相談、子育て支援サービス・子育てひろばなどの情報提供の充実が求められます。

(5) ひとり親家庭への支援

< 5 - 1 > ひとり親家庭への育児を支援するサービスの充実

国勢調査によると、府中市のひとり親と子どもの世帯数は増加傾向にあり、平成12年の1,752世帯から平成17年の2,103世帯に増加しています。父親と子どもの世帯は20世帯の増加ですが、母親と子どもの世帯は331世帯増加しています。

「全国母子世帯等調査(平成18年度)」によると、ひとり親世帯になった時の末子の年齢は、平成18年度の母子世帯では、0歳~2歳、3歳~5歳が多く、平均年齢は5.2歳となっています。また、父子世帯では平均年齢は6.2歳となっています。いずれも子育てに手がかかる時期となっています。そのため、ひとり親家庭の育児を支援するサービスの充実が求められます。

< 5 - 2 > ひとり親家庭への日常生活を支援するサービスの充実

「国民生活基礎調査(平成16年)」によると、母子世帯の平均所得額は233万円となっており、全世帯平均の580万円を347万円下回っています。

また、「全国母子世帯等調査(平成18年度)」によると、母子世帯・父子世帯の親が困っている内容は、母子世帯は「家計(46.3%)」が4割を超え最も多くなっています。父子世帯は「家計(40.0%)」が4割で最も多くなっていますが、「家事(27.4%)」も2割台後半となっています。

また、府中市の母子・女性相談件数は、平成17年まで増加し、平成18年には減少しており、1,852件となっています。平成18年度の1,852件の相談内容の内訳は、「生活一般」が54.6%を占め、「経済的支援・生活援護」が30.0%を占めています。また、生活一般の中でも「家庭紛争(夫等の暴力など)」が多くなっています。

このため、ひとり親家庭への日常生活を支援するためのサービスの充実とともに、経済的な支援が求められます。

(6) 障害のある子どもと家庭への支援

< 6-1 > 一人ひとりの障害に応じた教育・指導による支援の充実

小中学校における心身障害者学級の学級数と在籍者数は年々増加し、障害児の個々の能力や個性に応じた教育が行われることが引き続き求められます。また、様々な障害に関する理解への促進も重要です。

国の調査では、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症などを含む児童生徒が約 6% の割合で通常の学級に在籍している可能性があることが示されています。

こうしたことから、学校教育においては、LD、ADHD、高機能自閉症も含めた障害のある児童への適切な教育・指導による支援が求められます。

< 6-2 > 障害のある子どもの早期発見と受け入れ体制の充実

障害のある子どもや発達につまずきのみられる子どもがその可能性を伸ばしながら、成長していくためには、障害等の早期発見や適切な療育が必要です。市では健康診査後に健康相談や幼児教室などが実施されていますが、なお一層の充実が求められます。

障害のある子の保育所への入所数はここ数年横ばいですが、学童クラブの利用数は増えています。障害児支援においては、集団保育を通じた社会性の発達や、他の子どもたちとの相互理解なども重要です。今後も、施設への送迎の支援や受け入れ体制の整備が求められます。

< 6-3 > 障害のある子どもをもつ家庭への支援の充実

障害のある子どもをもつ家庭や障害のある子ども自身が社会で孤立せず地域で安心して自立した生活を送るためには、家庭の状況、子どもの障害、子どもの成長段階などに応じた様々な支援が必要です。

日常生活の支援、相談体制、情報提供、家族の交流、障害への理解促進などのより一層の充実が求められます。

(7) 小中学校における教育の充実

< 7-1 > いじめ、不登校、問題行動等への対応の充実

府中市内のいじめの発生件数は、平成 18 年度は小学校 12 件、中学校 6 件で前年に比べ増えています。万引きや暴力行為等の問題行動の発生件数は、平成 18 年度は小学校 9 件、中学校 23 件で、前年に比べ増えています。全国調査では小学生の 12.3%、中学生の 4.8% が友達からいじめられることがあると回答しています。

いじめ、不登校、問題行動等への対応として、相談窓口やサポート体制の更なる充実が求め

られます。また、家庭や学校、地域社会が一体となって、正義感や倫理観、他人への思いやりなど子どもたちの人間性を育てていくことが求められます。

< 7 - 2 > 義務教育を取り巻く状況の注視

教育への関心は子ども、保護者ともに高く、中学生の6割以上が悩みや心配ごととして「勉強や進学のこと」をあげ、保護者も「心身の病気」や「非行・問題行動」よりも「進学や受験」「勉強や成績」について不安を感じています。

大手進学塾によると首都圏における中学受験率は年々増加し、平成19年は16.9%にのぼっています。

しかしその一方で、経済的理由で就学困難な義務教育児童等の教育にかかる費用を援助する児童就学援助費は平成14年から平成18年にかけて、対象延べ人数が250人増え、支給総額も500万円増加するなど義務教育就学にかかる経済的支援を求める数が増えています。

こうしたことから、義務教育を取り巻く状況については注視していく必要があります。

< 7 - 3 > 食育の推進

子どもの食生活をみると、国の調査では朝食を子どもだけで食べる割合は年々増えており、小学校低学年、高学年、中学生ともに4割を超えています。子どもの夕食時間も年々遅くなり、20時以降に食べる割合も増えています。次代の親となる子どもの食生活においては、家庭においてはもとより、学校や保育所における食育の推進が求められます。

< 7 - 4 > 職業観、就労意識の育成

厚生労働省によると、平成14年から16年まで15歳から34歳のニート（就学、就業、家事を除いたもの）は64万人で推移しています。ニートの原因が職業観や就労観の低下にあるものと見られることから、例えば団塊世代などの人材教育やボランティアを組織して子どもたちに就労などについて教える取り組みなど、学校教育や地域活動を通しての職場体験や就労体験など子どもたちが将来像が抱けるような体験機会の創出が求められます。

(8) 子どもの健全育成と活動への支援

< 8 - 1 > 情報化社会における子どもの健全育成

出会い系サイトによる犯罪が多発しています。警察庁によると、平成18年の被害総数は1,387人にのぼり、このうち18歳未満の被害者は1,153人で83.1%を占めています。さらに出会い系サイトへのアクセス手段として、18歳未満の被害者の96.6%が携帯電話を利用していることがわかっています。今や携帯電話は子どもたちにも普及し、小学生の3割、中学生の5割、高校生の9割以上が使用しています。インターネット上に潜在する危険から子

もを守るために、家庭、学校、企業、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

携帯電話によるメールや、インターネットを介したいじめも大きな問題となっています。国の調査によると、携帯電話でのメールの頻度は、小学生、中学生ともに「1日に10回以上」が最も多く、とくに中学生の女子は5割を超えています。

携帯電話やインターネットの使用についての教育や人権教育などにも力を入れていくことが求められます。

< 8 - 2 > 子どもたちの活動支援

子どもの過ごし方については、学童クラブの利用者数は年々増加し、平成18年は1,700人にのぼっています。休日の過ごし方については、国の調査によると「テレビ、ビデオ、DVDなどを見る」と「友人や仲間と会ったり遊んだりする」がともに6割を超えて多くなっています。携帯電話やテレビゲームの普及により子どものコミュニケーションや人間関係を築く能力の低下が指摘されていますが、中学生をも含めた子どもの居場所づくりが重要となっています。

子どもたちの地域活動への参加経験は、国の調査によると「近所のお祭り」が66.9%で最も多く、次いで「子供会、町内会などが開いた運動会、クリスマス会などの行事」が44.0%で続いています。

地域活動への参加や体験、交流を通して、子どもの頃から身近な地域に愛着をもち、地域とつながれるよう支援していくことが求められます。

(9) 家庭や職場における子育て環境の向上

< 9 - 1 > 男女の協力による子育ての推進

男女共同参画の推進と少子化対策から国では、ワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について自らが希望するバランスで展開できる状態）の考え方を提唱しています。

ワーク・ライフ・バランスの希望と現実についてみると、既婚者は男性も女性も「仕事・家事（育児）・プライベートを両立」する希望が最も多くなっていますが、現実に両立できている割合は低いものとなっています。とくに男性をみると、「仕事優先」を希望する割合はわずか2.3%ですが、現実には51.2%と乖離が大きくなっています。また、既婚、独身を問わず、男女ともに「子育て」「女性登用」の環境が整っている職場にいる人のほうが、「ワーク・ライフ・バランス」の実現度も高くなっています。

育児休業の取得については、男性の53.5%が「取得したいと思う」としているのに対し、実際に取得したことがある男性は7.8%と依然低いのが現状です。国は「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、301人以上の労働者を雇用する事業主に、「一般事業主行動計画（労働者が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるための次世代育成支援対策のための行動計画）」の策定、届け出を義務付け、雇用する労働者が300人以下の事業主には努力義務

があるとしています。

男女が協力して子育てを行えるよう、家庭、企業、地域、行政の連携による環境整備が求められます。

(10) 生活環境の整備

<10-1> バリアフリーのまちづくりの推進

バリアフリーについては、保育所や幼稚園を利用している保護者は「歩道」、「身の回りの日用品」、「病院、診療所」、「スーパー、コンビニ、デパート」、「レストラン、食堂」を利用したときに困ったことがある人が多くなっています。

だれもが安心して移動でき、安全で快適にすごせるように、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、ユニバーサルデザインを重視した環境づくりが求められています。

また、子どもや保護者が安全で安心して生活できるような子どもの視点にもとづいた環境づくりへの支援が求められます。

(11) 安全なまちづくりの推進

<11-1> 安心して子育てができるまちづくりの推進

子どもを狙った犯罪や子どもの交通事故が後を絶たず、また、地域コミュニティの希薄化はまちの治安や防犯機能をも低下させることから、安全なまちづくりが重要な課題となっています。市では不審者対策として、平成17年12月から「府中市安全安心メール」の配信を開始しましたが、平成18年度末現在情報総数は18件となっています。また、子どもの交通事故死傷者数はここ3年ほど減少傾向にありますが、刑法犯の発生認知件数では粗暴犯の件数が増えています。

また国の調査では、子どもの安全を守り、安心して育てていくために大切なこととして、約6割の人が「子どもの安全を守るためには、地域住民が互いに力を出し合うべきだ」と回答しています。具体的に子どもの防犯のために効果的だと思う地域や家庭の取り組みとしては「防犯パトロールといった地域の住民が行う防犯活動を盛んにすること(51.5%)」や「近所の人たちと情報交換の場をつくること(46.2%)」などが多くなっています。

安心して子育てができるまちづくりに向けて、防犯施設・設備の整備等を充実するとともに、市民、事業者、行政が一体となって地域の安全対策を推進することが求められます。

3 協議会における事業の評価・取組みの見直し提案等の意見

府中市次世代育成支援行動計画の進捗状況の報告や国等が実施した統計結果を基に、府中市次世代育成支援行動計画推進協議会委員からの事業評価や取組みの見直し提案等の意見がありました。

()の数字は「2 必要な取組み」と対応しています。

平成 19 年度第 4 回協議会（平成 20 年 3 月 17 日開催）での意見については「 」になっています。

(1) 子育て不安の解消

虐待の現状を把握するためには、相談件数のみならず、事例の経過報告による相談の内容も示すことで現状が理解できる。

相談窓口や情報提供について、子どもに問題が起きた場合、どこに聞いたらよいのかが瞬時にわかるサービスが必要である。また、ホームページなどでもアクセスしたらある程度の情報が得られるようなサービスが望まれる。

1 歳 6 か月健診等で、人を配置し、相談についての言葉がけや相談窓口についての情報提供をするなどの工夫が望まれる。

虐待について通告義務が十分浸透するよう徹底する必要がある。

子育ての悩みや不安感については、心理の専門家の立場からアドバイスをもらえる相談窓口をより一層充実すべきである。

子育て不安の解消のためには、1 回の相談だけで終わってしまわないように、切れ目なく、様々な機関がフォローできることが必要である。

(2) 地域における子育て支援

P T A や自治会等、地域活動に携わる各々の組織の横の連携が必要である。

子どもたちが地域の活動に関われるような仕組みづくりが必要である。

地域の活性化のためには行政の後押しも必要である。

「公会堂を利用した自主活動の場づくり」は、利用がないので、要綱の見直しや周知の工夫が必要である。

児童館は場や情報の提供だけでなく、母親のネットワークづくりの支援など人をつなぐ機能を持たせる工夫が必要である。

家に閉じこもる子を地域の活動へと導くコーディネーターの配置などの仕組みの充実が必要である。

ファミリーサポートの提供会員の獲得に向けて更なる広報の工夫などが必要である。「出前講座」などを実施し、人手不足をもっと伝える必要がある。ファミリーサポートセンター事業の提供会員になろうと思う人が行く講座だけでなく、多くの市民に向けての子育て支援の講座を実施し、そこで募集することも必要である。

(3) 保育サービスの充実

病児・病後児保育の派遣型を含めた実施に向けた検討を望む。

病後児保育の利用における制約を改善を望む。

(5) ひとり親家庭への支援

ひとり親で、経済的に大変な方への支援の検討が必要である。

父子家庭へのサービスについての周知方法や父子家庭向けのサービスの検討が必要である。

(6) 障害のある子どもと家庭への支援

就学前療育では、家族への支援も重要な課題であり、情報の提供・相談窓口・交流の場・兄弟、姉妹等との関係改善への支援など、家族支援の充実が必要である。

障害のある子どもの学童保育への送迎支援の方法の検討が必要である。

障害児を受け入れられるような施設および体制の充実が望まれる。

未就学児のデイサービスが現在「あゆの子」しかないが、希望者が倍増していることから同様の施設の充実が望まれる。

(7) 小中学校における教育の充実

小学校から近隣住民に向けての協力要請が柔軟にできるよう、市も積極的に支援して欲しい。

心身ともに疲れている子どもにリラクゼーションの機会や心の落ち着きが得られる取組み（心理の専門家の講義など）の検討ができないか。

低学年での昔遊びや高学年での茶道など地域の方々との体験の中から礼儀を学ぶ機会も設けられないか。

福祉教育・ボランティア学習をより一層の推進し、個人の尊重、思いやりの心、助けあう態度を育て、共に生きる人間の育成に取り組む必要がある。

中学校教育の中に、地域住民によるキャリア教育（生き方・働き方）の取組みや団塊世代などの人材教育やボランティアを組織し、子どもたちに就労などについて教える取組みができる環境づくりが必要である。

不登校の子どもたちの教育の充実が必要。とくに、学校に行けない生徒一人ひとりの状況に応じて、「コミュニケーション能力や社会性を培う場」を探すことができる相談が必要である。

不登校やいじめの問題など、学校内で解決できない問題もある。その場合、NPO法人を紹介するなど横の連携をとることが必要である。

現在実施している国際交流について、計画書に盛り込むべきである。

外国人の方の子どもたちの教育や子育ての問題についても、計画には盛り込むべきではないか。

(8) 子どもの健全育成と活動への支援

小学校の下校時の防災無線での見守りのアナウンスが、乳幼児の昼寝の時間と重なり、音で起きてしまうという声もあり、兼合いが難しい。

子どもを対象に情報教育が必要である。

家庭においける倫理教育の啓発が必要である。

図書館や学校図書室の図書の充実してほしい。

インターネットの利用方法についての教育や学校におけるインターネット接続の管理について児童が扱う環境であることへの配慮が必要である。

学童クラブは保育所に行った子どもがそのまま行けるような数が必要である。また障害児の方への配慮の充実が必要（一部再掲）である。

(9) 家庭や職場における子育て環境の向上

府中市内の企業、スーパー等に保育施設の設置促進を望む。

府中市内の企業に仕事と家庭の両立支援の啓発を望む。

(10) 生活環境の整備

「ふちゅうカレッジ出前講座」などを通じて、地域で子育て中の方、子育てが一段落した方も含めたまちづくりについてともに参加し考える機会を設けてほしい。

地域活性化・コミュニティ強化の為に、所属する自治会への加入促進を進める必要がある。

(11) 安全なまちづくりの推進

地域のパトロールは、安心・安全・あたたかみを感じさせる良い行事なので、続けられるとよい。子どもも一緒に参加できると良いと思う。

人の集まる明るい公園を設置してほしい。

安全重視から公園の古い固定遊具が廃棄されているが、廃棄後の設置も含めた固定遊具の公園の設置はどのように配慮されるのか。

全体について

事業を実施する場合等、アンケートのみならず市民の生の声を聞くようにしてほしい。